償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

［イ～ト　略］

［十三～三十三　略］

三十四　合併、株式交換、株式移転又は株式交付（以下この号において「合併等」という。）を決定した会社（株式交付を決定した会社が当該株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社を含む。）の発行した株券（以下この号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社（株式交付にあっては、当該株式会社又は当該株式交付を決定した会社）の発行する株券（以下この号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であって、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

［三十五・三十六　略］

［2・3　略］

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

［一～五　略］

五の二　法第百六十六条第二項第一号ヌに掲げる事項　株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社をいう。）となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交付子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。

六　法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　略］

七　法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　略］

八　法第百六十六条第二項第一号ワに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ～ハ　略］

九　法第百六十六条第二項第一号ヨに掲げる事項　新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等であ

合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

［イ～ト　同上］

［十三～三十三　同上］

三十四　合併、株式交換又は株式移転（以下この号において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社の発行する株券（以下この号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であって、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

［三十五・三十六　同上］

［2・3　同上］

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　法第百六十六条第二項第一号ヌに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　同上］

七　法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ・ロ　同上］

八　法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

［イ～ハ　同上］

九　法第百六十六条第二項第一号カに掲げる事項　新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等であ